



2021年12月8日

各 位

会社名 O a k キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲葉 秀二
(コード：3113 東証第二部)
問合せ先 執行役員IR・PR室長 小玉 誠一
(TEL. 03-5412-7474)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社に対して違約金等請求訴訟を2021年12月8日付けにて東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所 2021年12月8日

2. 訴訟を提起した相手（被告）

- (1) 名称 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
- (2) 本店所在地 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル
- (3) 訴訟における代表者 代表取締役社長 上田怜史

3. 訴えの概要

2020年7月6日付けで当社がアジャイルメディア・ネットワーク株式会社（以下「被告」といいます。）との間で締結した「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第9回新株予約権総数引受契約書」（以下「新株予約権引受契約」といいます。）における被告の契約違反に伴う違約金等を請求するものです。

4. 請求の趣旨

金6億80万1,700円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるものです。

5. 訴訟の提起に至った経緯等

被告は、創業以来、企業やブランドのファン育成・活性化に注力し、自発的にクチコミ、推奨する熱量の高いファンを「アンバサダー」と定義し、「情報発信する人」と「企業」を繋ぐことで「コミュニケーション」を活性化する事業を展開しており、2020年7月、当社は、被告からの要請を受けて、被告に対する成長支援投資として、エクイティファイナンス（以下「本件ファイナンス」といいます。）の引受を実行いたしました。

その後、およそ1年経過した2021年5月、本件ファイナンスを主導した、また、被告の法定開示及び適時開示をも行ってきた元取締役副社長兼財務最高責任者（以下「元CFO」といいます。）が、2018年12月期から2021年12月期に至るまで、総額2億6,000万円を超える多額の私的流用、不当な資金流出及び不適切な会計処理等（以下「本件不祥事」といいます。）を行っていたことが発覚いたしました。

本件不祥事の第一報は、2021年5月12日付け「不適切な会計処理及び支出についての調査による2021年12月期第1四半期決算発表の延期のお知らせ」により公表され、その詳細は、2021年6月21日付けで公表された「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」に別紙として添付された被告第三者委員会の作成による同月16日付け「調査報告書（要点版）」（以下「本件調査報告書」といいます。）において公表されました。

本件調査報告書によれば、本件不祥事は2018年1月1日から始まる2018年12月期の下半期から行われていたとのことであり、その手口の中には、架空の現金取引を装うために領収書を偽造するといった行為まで含まれていたとされています。すなわち、本件ファイナンスを打診するにあたっての被告の責任者であった元CFOは、当社に本件ファイナンスを打診した当初から、本件不祥事を隠蔽し、虚偽の財務書類等を提示し、あるいは虚偽の説明を行うなどして、あたかも被告が健全な経営体制であるかのように当社を欺罔し、かかる説明及び資料を信頼した当社に投資を実行させたものです。被告のかかる一連の行為の悪質性は、上場会社としてあるまじき言語道断のものであります。

本件不祥事を受けて当社は、大きく以下の3点において、新株予約権引受契約に定める被告の遵守すべき義務への違反行為があったと判断いたしました。

- ① 本件ファイナンスにより当社から調達した資金に関する事項の重大な変更並びに資金調達に関する不適切な支出及び疑義ある支出をしたこと
- ② 財務諸表又は連結財務諸表を公表後に訂正したこと
- ③ 法令、規則等（東京証券取引所の上場規程を含む。）に違反したこと

当社は、上記各違反行為により生じる違約金の支払いについて、被告との間で複数回に亘り協議を行ってまいりましたが、誠に遺憾ながら、被告はこの違約金のほとんどを支払わない姿勢を堅持していることから、今回の訴訟提起に及んだものです。

6. 今回の訴訟提起に当たっての当社の所見

当社は、東京証券取引所第二部上場の投資事業会社として、従前より、確固たるコンプライアンスの遵守を標榜し、健全な資本市場の確保に向けて注力してまいりました。

世間一般においてもコンプライアンス意識がますます高まりを見せる昨今において、私的流用や不適切な会計処理等を行わないこと、開示する財務資料に虚偽の情報を記載しないといったことは当然のことであり、本件不祥事は上場会社が遵守すべきコンプライアンスの最低限の水準すら履践されていなかったことを意味しているものと考えております。また、本件不祥事は、元CFO個人による行為に端を発したのですが、2021年7月14日に、2018年12月期以降の内部統制報告書につき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出し、その中で各事業年度末日時点において「当社の財務報告に係る内部統制は有効でない」と表明していることから明らかなとおり、被告自身としての内部統制不備もその大きな原因であり、上場会社としてのコーポレートガバナンスの観点からその責めを逃れることはできないものです。

当社はこれまで、投資先との信頼関係に基づきその成長支援投資を実行してまいりましたが、被告による本件不祥事及びこれに伴う各種違反行為は、その信頼関係を根底から大きく揺るがすものであり、当社はかかる背信行為に対して毅然たる態度で臨んでまいります。

7. 今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

8. 業績予想に与える影響について

本訴訟が当社の業績予想に与える影響は軽微でございます。

以上